

議案第 6 号

福島県富岡町と千葉県富津市との間における要介護認定等に関する事務の委託に関する規約を廃止する規約の制定に関する協議について

福島県富岡町と千葉県富津市との間における要介護認定等に関する事務の委託に関する規約を廃止する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定により協議するに当たり、同条第 3 項の規定において準用する同法第 252 条の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 8 月 27 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成 23 年法律第 98 号）の施行により本規約が不要となったため、その廃止について地方自治法第 252 条の 14 第 2 項の規定により協議するに当たり、同条第 3 項の規定において準用する同法第 252 条の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求めるものである。

福島県富岡町と千葉県富津市との間における要介護認定等に関する事務の委託に関する規約を廃止する規約

福島県富岡町と千葉県富津市との間における要介護認定等に関する事務の委託に関する規約（平成23年5月6日制定）は、廃止する。

附 則

この規約は、福島県富岡町と千葉県富津市との協議の整った日から施行する。